

## ★「隠ぺい・仮装」と重加算税

相続税の申告納税にあたって、過少申告や無申告があった場合、増差税額に対して、それぞれ過少申告加算税、無申告加算税が課されることとされています。

そして、納付すべき税額の計算の基礎となる事実「隠ぺい又は仮装」があった場合には上記の各加算税の代わりに、それらよりも重い「重加算税」が課されます。

今回は、「隠ぺい又は仮装」の場合の「重加算税」についてご案内します。 (深谷 綾子)

### ◎加算税・重加算税の課税割合

種類	課税割合（増差税額に対する）
①過少申告加算税	原則10% (ただし一定額を超える部分については更に5%)
②無申告加算税	原則15% (ただし一定額を超える部分については更に5%)
③重加算税（①に代えて課される場合）	35%
④重加算税（②に代えて課される場合）	40%

### ◎重加算税が課される場合

重加算税は、①納税者が当初から過少に申告することを意図し、②その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、③その意図に基づく過少申告をしたような場合に課されます。そして、「外部からもうかがい得る特段の行動」とは次のような行為をいいます。



### ◎「隠ぺい・仮装行為」

「外部からもうかがい得る特段の行動（隠ぺい・仮装行為）」とは具体的には次のような行為です。

- ①相続人等が帳簿書類の改ざん、偽装、変造、虚偽の表示、破棄又は隠匿している。
- ②相続人等が課税財産を隠匿し、架空の債務をつくり、又は事実をねつ造して課税財産価額を圧縮している。
- ③関係者等が帳簿書類について、改ざん、偽装、変造、虚偽の表示、破棄又は隠匿している。
- ④相続人等が課税財産の存在を知らず、それを申告していない。
- ⑤被相続人の名義以外の名義、架空名義、無記名等であったこと、遠隔地にあったこと又は架空の債務がつくられてあったこと等を認識し、その状態を利用して、これを課税財産として申告していないこと又は債務として申告していること。

(事務運営指針一国税庁)

### ◎まとめ

「隠ぺい・仮装行為」が存在しない場合には重加算税が課されることはありません。しかし、上記のように一応の指針は示されているものの、かなり大雑把（例示規定）なものですので、調査現場の裁量による可能性も否定できません。

税務調査で発覚した財産漏れが単なる「勘違いや思い込み」に基づくものなのか、「隠ぺい・仮装」を意図したものであるのか、の解釈は非常に難しいものがあります。「隠ぺい・仮装」を立証する責任は、課税庁側（税務署）にあります。

相続税の申告においては財産の特定を行うことが重要なポイントの一つとなります。被相続人の財産だけでなく、相続人等やその家族の財産状況も十分に検証し、申告後の税務調査に対応できる申告書を作成することが必要です。

